

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第4回武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会
開 催 日 時	令和2年11月25日(水) 15時00分 ~ 16時30分
開 催 場 所	さくらホール会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：藤本由美子委員、鈴木節雄委員、阿部慶一委員、植野弘子委員、坂元美敏委員、雨宮将美委員、藤盛あい子委員、宮本信雄委員 事務局：建設管理担当部長、道路下水道課（課長・下水道係長・工事係長・下水道係主任・下水道係主事） 欠席者：なし
議 題	1 財政収支予測について 2 下水道使用料について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について ・「財政収支予測について」を事務局から説明した。 議題2について ・「下水道使用料について」を事務局から説明した。 ・この会の結論として、『下水道料金の改定は据え置く』ことで決定。 議題3について ・「本検討委員会の目的及び所掌事務について」を事務局から説明した。 ・第3回会議録が承認された。 ・第5回の会議は12月9日(水)に開催することで決定した。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) 【発言者】 ○印=委員 ●印=事務局	議題1：財政収支予測について 事務局より財政収支予測を説明した。 【事務局説明】 1 武蔵村山市の将来人口（人口推計のパターン） ◆ 前回、市計画人口と社人研の将来計画人口の2パターンで、将来計画の比較を行った。 総務省のガイドラインによると、将来計画人口は、社人研の人口予測を使うことが推奨されていることから、本市下水道事業にとって厳しい環境のもとで試算を行うことが、経営能力を向上し、また、市民に対する説明責任を果たすことができると考え、採用したいと考えている。 どちらにおいても、収益的収支については、単年度利益を確保し、繰越利益を積み上げることができるが、市計画人口では2033年度から資金不足に陥り、社人研人口では、2031年度から資金不足に陥ることが予想される。 その場合は、利益剰余金を建設改良積立金等に組み込み、剰余利益処分するなどの手当が必要になるが、社人研のケースでは、2034年度時点で、約18億円の資金不足があり、繰越利益は6億円弱であることから、財源について抜本的に見直しを図った。本市においては、平成30年度に下水道ストックマネジメント計画を作成している。

2 収支ギャップが生じた場合の対応

◆ 3つの視点から見直しを図った。

- (1) 投資試算の再検討
- (2) 財源試算の再検討
- (3) 投資以外の経費の効率化

3 投資試算からのアプローチ

◆ 必要で十分な投資であるかの再検討を行い、投資計画の一部の見直しを行った。

◆ 現在、事業変更認可を手続中だが、新青梅街道の拡幅事業に合わせて雨水管を整備することを検討している。

端的には、既設水路を広げて雨水幹線とする計画であったものについて、既設水路の両側に住宅等が張り付いたこと、都市計画道路の整備が進んだことから、既設水路を活用しつつ、整備済み幹線道路の路面に雨水幹線のルートを変更するもの。

◆ 浸水対策で必要な、久保の川と横丁川の改良工事を事業費の中で見込んだ。

◆ スtockマネジメント事業と同様に、副次的効果としては、不明水の減少し、流域下水道維持管理負担金の減少にも資するとも考えている。

4 財源試算からのアプローチ

- ◆ (1) 企業債を活用し、資金不足を解消した。
- (2) 基準内繰入額を、全額一般会計から繰り入れ調整した。
- (3) 基金を活用し、資本的収支を改善した。

5 下水道使用料対象経費

◆ 雨水に係る経費については、下水道使用料の対象経費に当たらず、一般会計から繰入金で充当する。その他処理場の高度処理に係る経費なども同様である。

6 企業債元利償還金

◆ 前回の収支計画では、Stockマネジメント事業に係る経費については、財源は自前の資金で手当していたが、それでは、キャッシュがもたないことが判明したことから、企業債からの借入に切り替えた。

◆ 2020年から2035年までの推計によると、企業債償還金は2025年度以降増加し、2035年度は5億円を超える見込みである。

7 一般会計からの繰出金

◆ 一般会計からの基準内繰入額を、全額繰り入れることを調整している。雨水は公費、汚水は私費の原則に基づき、一般会計繰出基準に基づき、公営企業会計に全額繰出を行う。

◆ 2020年から2035年までの推計によると、2029年度に1億円を超え、2034年度は2億円を超える見込みである。雨水整備が進むにつれ、繰出金が増えていくかたちになる。

◆ 空堀川流域幹線負担金をはじめとし、雨水整備に係る企業債の元金も含めた元利償還金は収益的収支に計上されている。

8 企業債元金償還金

◆ 2035年度時点で汚水分のみで約3億円、雨水を含めると4億5千万円を見込んでいる。

9 企業債利息

◆ 2035年度時点で汚水分のみで約2千6百万円、雨水を含めると約4千2百万円を見込んでいる。

10 基金現在高

◆ 2020年から2035年までの推計によると、現在約10億円が2035年度末には35億円となる。

11 資本的収支

◆ 基金の積立額の設定は、資本的収支に基金の積立額や基金への操り出し額の影響を除外したものを実質収支とし、補てん財源、例えば、減価償却費から長期前受金戻入を控除した損益留保勘定等で、現金が出ていかない財源で、資本的収支の赤字分を補てんした余剰分で基金を積み立てる。

◆ 2034年度以降は補てんできないことから、不足する分の基金を取り崩すかたちとなる。ただし、この計画においては内部留保資金の3億円を維持したものになっている。

◆ 2033年度までは、2億円を超えて積み立てることができるが、2034年度以降は基金を取り崩すことになる。

12 収益的収支

◆ 単年度の損益になりますが、2020年から2035年までの推計によると収入が支出を上回り、2035年度には7億円の繰越利益剰余金が見込まれる。

利益剰余金は、減債積立金等に活用し、資本的収支の補てんが可能である。

◆ その他投資以外からのアプローチについて、委員の方から御指摘あったとおり、契約金額を抑えることができる契約手法についても今後検討していく。

13 企業債残高

◆ 市の起債借入残高は、平成5年の123億円がピークで、第2のピークは2039年度の90億円をピークとし、それから徐々に減少する見込みである。

◆ 下水道事業の経営状況を、経営指標を用い、数値で測定できる下水道経営改善ガイドラインによると、武蔵村山市の2039年度の債務償還年数は、15.8年となり、30年未満は、経営の健全化ではAランクとされ、問題なしとなる。

◆ 参考までに武蔵村山市の2039年度の管きょ平均年齢は、47年となっている。

【質疑・意見等】

○ 管きょの平均年齢は47歳となっているが、これは何歳まで使用可能なのか。

● ヒューム管の耐用年数は、一般的には50年である。ただ、使用状況により期間は変わる。管更生等により長寿命化をはかることもできる。

○ ヒューム管を破壊するのはフッ素系だと思うが、水質検査を行っているのか。

● 流域下水道において、水質検査は行っている。

○ 基金はどのように運用しているのか。起債はどこで借りていて、利率はどれくらいか。

- 基金については、決済用預金と定期預金にわけている。決済用預金については、利率がつかない。基金の内、5千万円程定期預金に積み立てている。来年度の予算だと利率は、0.02%で1年間の見積りは千円で本年度は5千円である。企業債に関しては、主に地方公共団体金融機構に借りており、据置期間なしの償還期間25年間で、利率は概ね0.2%である。
- 基金は、他の利回りのよい所に投資できないのか。法的に問題なければ検討した方がよいのではないか。
- 可能か不可能か確認する。
- 基金現在高と企業債の関係だが、現在高があるならば企業債の繰上返済した方がよいのでは。
- 繰上返済は、出来ないと認識している。

議題2：下水道使用料について

事務局より下水道使用料を説明した。

本委員会では、下水道使用料の改定についても所掌事務となっており、あらためて、下水道使用料の考え方等につきまして説明させていただきたく。

また、本日の委員会の中で、使用料の改定について、意見をいただきたいと考えてる。

1 下水道事業の原則

- ◆ 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制が原則」とされてる。

また、下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水は公費・汚水は私費」が原則となっている。

雨水の排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費、市の税金等により負担すべきであり、また、汚水の排除に要する経費については、下水道使用料により負担すべきであるという原則がある。

このため、汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となる。

2 下水道使用料の考え方

- ◆ 下水道使用料を徴収する法的根拠は、下水道法第20条第1項に規定されている。

公共下水道管理者は条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。とされている。

ただし、使用料を決めるにあたっては、

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

4つの原則により定められなければならないとされている。

3 下水道使用料の算定のプロセス

- ◆ 事業計画に基づき、財政計画を策定する。次に算定期間の設定

を行う。

- ◆ 一般に使用料の算定期間は、3年から5年程度の期間を想定するものとされている。この期間より短いと、料金改定が間に合わないことがあり、6年以上の長期にわたる場合は、事情の変化がありうることから、予測の確実性が失われる可能性がある。
- ◆ 次に、収支見積りに基づく使用料改定の必要性の確認を行う。これは、今回の収支計画に基づき、使用料改定の必要性について判断する。以下、対象経費の算定、改定率の目安を判断する流れとなる。

4 下水道使用料の対象経費

- ◆ 使用料の対象経費は、維持管理費と資本費の2つに分けることができる。
- ◆ 維持管理費は、下水道事業を維持するに当たり、必要となる経費で、その効果が単年度に限られるものになる。職員人件費や、下水道使用料徴収事務経費、流域下水道維持管理負担金等になる。
- ◆ 資本費は、管渠の建設費などその投資の効果が、複数年にわたるものをいう。
- ◆ 法適用企業では、企業債に係る利息や、減価償却費から、雨水処理費、高度処理費や長期前受金戻入分等を控除したものになる。これを合算した額が、下水道使用料でまかなう経費となる。
- ◆ 参考までに使用料の改定を行った場合の、利益剰余金の推移は、2021年度から使用料を現行のままの場合、2035年度には約7億円の繰越利益剰余金となり、2%増の改定を行った場合は、約10億円、5%では、約14億円の利益が見込まれる。
- ◆ 現行の収支計画によると、2035年度は建設基金が35億円、利益剰余金が7億円、繰越補てん財源が3億円で、45億円の資金的な余裕がある。なお、この余裕資金については、緊急的な修繕等で対応が必要な場合に活用する予定である。
- ◆ 使用料収入で汚水処理費を賄っているかの指標は、概ね2040年度までは100%維持しており、それ以降は、100%以下となっている。

【質疑・意見等】

- 利益剰余金から基金に積み立てているのか。
- 利益剰余金からではなく、資本的収支の歳出予算、基金繰出金にて予定した額を積み立てている。利益剰余金を資本的収支に移転する場合は、決算の中で利益処分をして基金に積み立てることになる。
- 最初から基金の積み立てを定額にし、その分は何年後に何に使用するか計画を立てる。現在の剰余金が出たら積み立てるやり方だと破綻するのではないか。
- 不測の事態があった場合に、資本的収支が不足した場合には基金を使って収支を改善していく、繰越補てん財源が約3億円あるので使っていくとか、不測の事態に対応していく想定で今回の計画を作っている。
- 意見として、将来の人達の分を、現世代が負担して守っていくために基金を積み立てておくのもいいのではないか。
- 全事業費に対して、何%剰余金がなければいけないのか。
- 特に決まりはない。下水道使用料は10億円とすれば、現行の収支計画によると45億円と約4.5倍の余裕が出来ることになる。

- 府中市は使用料が安い。府中市の投資財政計画的なものは取り寄せて、比較検討しているのか。
- 府中市も本年度、経営戦略策定しており、同じタイミングなので取り寄せられない。1 m³あたり府中市の汚水処理原価が64円、武蔵村山市が90.2円。資本費にかかる金額が、府中市で6.6円、武蔵村山市が25.3円。資本費にかかる元利償還金が進んでいることから、府中市は、使用料単価が72円、武蔵村山市は、125.3円と使用料単価に差が出ているのではないかと考える。
- 維持管理に関して、低価格な委託業者を選定してはどうか。
- 指名競争入札等にて行っている。府中市の業者が特段安いかはわからない。
- 流域下水道負担金の金額は、変えようがないのか。
- 流域下水道は東京都所管になり、使用されてもらっている負担金になるので変更はできない。
- 意見として、管渠の耐用年数が近づいていること、社人研によると人口が減少することから、早めに値上げをした方がよいのではないかと。経営戦略策定を3年から5年ではなく2年ぐらいでいいのではないかと。
- 補足として、耐用年数が来たので取り換える方法、長寿命化を目的として管更生を行う方法がある。一概に耐用年数がきたから交換しなければいけないというわけではない。
- 次年度分の予算を、前年度に承認し工事をすることはできないのか。
- 出来ない。

【事務局から】

- 下水道使用料対象経費に係る使用料の回収経費が資料によると100%を超えている。このまま使用料を改定しなくても2040年度までは基金の積み立てが出来る。その中には、下水道ストックマネジメント事業とか社人研による人口減少による要因も含めて計算した結果、余裕がある。いずれは値上げを考える必要があるが、使用料の原則によれば、能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。と言うことで、このタイミングで値上げをすると、本来もらわなくてもいい使用料をもらうことになる。事務局としては、このタイミングでの値上げは時期早々であると考え。
- 適正な原価を超えないものであるならば値下げをしたらどうかと思うが、長期的にみて備えるのが基金ではないのか。基金の使い方を明確にした方がいい。
- 意見として、下水道施設が老朽化したことを市民に説明し、徐々に上げるのではなく、市民への理解をへて負担をお願いした方がいいのではないかと。

【据え置きか値上げかの意見】

- 子や孫の世代のためにも現役世代が痛みを伴う必要があると思う。余裕を持たすためにも値上げに賛成する。
- 2025年度を目安に値上げをすればいい。今回は据え置きに賛成する。
- これから先の世代のために現役世代が負担するという考えもあるが、収入が減っていたり、若い世代は稼げていなかったり、一

定の年齢の方は余裕があると思うが、コロナ禍で現在の生活が苦しい方もいる中で、なぜ、将来のために今自分たちが余裕を持つために負担しなければいけないのかと思う方もいるはず。よって据え置きに賛成する。

- 現時点で財政的に余裕があり、今後19年ぐらいは大丈夫であるとの予測なので、据え置きか値下げに賛成する。基金を将来に向けて使い方を明確にしておくべき。
- 現段階で余裕があるのであれば、据え置きに賛成する。
- 現段階で余裕があるのであれば、値上げはまだ先でいい。据え置きに賛成する。
- 将来的に心配になることから、値上げに賛成する。

【結論】

据え置き5名、値上げ2名により、委員会の結論としては「据え置く」ことに決する。

議題3：その他

事務局より本検討委員会の目的及び所掌事務、会議録の承認、今後の会議の開催予定について説明した。

1 本検討委員会の目的及び所掌事務

◆ 本検討委員会の目的は「委員会は、公共下水道事業の経営戦略の策定について必要な事項を検討し、その結果を市長に報告する。」ことになる。

◆ 所掌事務の1つ目は「将来にわたり持続可能な経営を確保するため、下水道経営の健全化を維持するため、下水道使用料等の検討を行う。」になる。

このことについては、先程委員会として料金の改定は据え置きという結論がでたので、次回の会議の際に、そのような主旨の報告書の素案を作成する。今回は、素案の言い回し等の審議をしていただくことになる。異なる意見があれば、次回も今回と同様に会議をしていただくことになる。

◆ 所掌事務の2つ目は「武蔵村山市公共下水道事業が、持続可能な経営を維持するための経営戦略の策定の検討を行う。」になる。

◆ 委員会の意見を踏まえ、経営戦略の骨子案を取りまとめた。

総務省様式となるが、今回は、文言等を整理し、報告書形式の経営戦略の素案を提示する予定である。なお、現在、令和3年度の予算を調整中で、収支計画の令和3年度の金額については、当初予算をベースに収支計画の再調整をするが、大きな金額の差異は生じない。

◆ 下水道事業の経営の基本方針として、次のとおり事務局で取りまとめた。

一点目は、今後、耐用年数を迎え、急速に老朽化が進む管きよの更新をストックマネジメントの手法を導入し、適切かつ効率的な維持管理を行うこと。

二点目は、ゲリラ降雨や大型台風による浸水被害を低減する雨水対策の取組を行うこと。

三点目は、外部の経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、中長期的な視点に立った計画的な基盤の強化と財政マネジメントを行うこと。

以上の三点を基本方針として定めたいと考えている。

	<p>2 会議録の承認</p> <p>◆ 第3回経営戦略策定検討委員会会議録が承認された。</p> <p>3 今後の会議の開催予定</p> <p>◆ 今後の会議の開催予定について事務局より説明。次回の会議は12月9日(水)に開催することに決定した。</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者： 0 人
-------------	--	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	都市整備部	道路下水道課	(内線：255)
-------	-------	--------	----------

(日本産業規格A列4番)